

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（未定稿）

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-4（1） 地方公共団体への支援	<p>① 国が都道府県の統計主管課などの地方統計機構に委託する事務等について、地域に応じた手法の見直しや高度化を促進することとし、総務省は、本年度中に、地域ごとの事務等の状況やそれを取り巻く環境を具体的に把握するとともに、来年度から2年間、協力の得られた地方統計機構で見直しや高度化を試行的に行い、これらを踏まえて、2020年度から取組を本格化させる。このため、総務省は、見直しや高度化のメニューと支援策を含む地方統計機構の将来ビジョンを策定し、これを活用して見直し・高度化プランを提案する地方統計機構に必要な支援を行う。</p> <p>② 総務省は、各府省と連携し、地方統計機構の実情や利活用ニーズ等も踏まえつつ、地域ブロックの標準化、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の支援、推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を進め、結論が得られた取組から順次実施する。</p> <p>③ 総務省は、地方統計機構の職員を国の統計機構で受け入れてOJTと研修で育成する枠組や、地方統計機構の要請により国の統計機構の職員を派遣する枠組を整備する。</p> <p>④ 統計研究研修所を活用しつつ、オンライン研修の充実、優れた分析の事例や技術等に関する情報の定期的な提供等を推進する。</p> <p>⑤ 地域の大学等の専門家の活用等の先進事例の横展開を含め、大学等と地方統計機構との連携を強化する。</p> <p style="text-align: center;"><b>現行基本計画の該当項目</b></p> <p>⑥ 報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討するなどして、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び中長期的な観点からの業務量の平準化を図るとともに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、地域別表章の充実・支援を実施する。（平成26年度から実施する）</p> <p>⑦ 統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。（平成27年度末までに結論を得る。）</p>
<b>これまでの統計委員会の意見</b>	
<b>各種研究会等での指摘</b>	
<b>担当府省の取組状況の概要</b>	⑥ 各府省は統計調査の企画に当たり、国直轄調査の導入、オンライン調査の対象範囲拡充、照会対応業務の民間委託、準備期間等の拡大など地

	<p>方公共団体における業務量の軽減及び平準化を図るとともに、都道府県別結果等を追加するなど地域別表章の充実を図っている。</p> <p>⑦ 統計専任職員の対象範囲等の見直しは、再任用短時間勤務職員を対象とすることについて、試行検証を経て、配置を希望する都道府県に対応できるよう、平成29年度から交付対象とした。(都道府県あて、平成29年4月1日通知)</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)に向けた検討の方向性</b></p>	<p>○ 地方統計機構に対し、統計分析等に関する支援や市町村別などの詳細な統計への要望、統計精度向上のための審査面での改善などに関し必要な支援を行うとともに、地方統計機構の実情や利活用ニーズ等も踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乗せ調査の技術面での支援などを進める必要があるのではないか。(①、②)</p> <p>○ 各府省は、総務省が策定した枠組みに則り、地方統計機構の職員と国の統計機構の職員との人事交流を促進する。また、総務省は統計研究研修所を活用しつつ、オンライン研修の充実、優れた分析の事例や技術等に関する情報の定期的な提供等により、地方統計機構を支援する必要があるのではないか。さらに、総務省は、地方統計機構が地域の大学等との連携が図れるよう、専門家の活用等の先進事例について把握し、地方統計機構への提供を行う必要があるのではないか。(③、⑤)</p> <p>○ <u>本WGでは、総務省を中心とした検討状況を踏まえつつ、引き続き検討を継続し、最終的な結論を得ることとする。</u></p> <p>&lt;現在想定されている「基本的な考え方」の素案&gt;</p> <p>○ 総務省は、統計研究研修所を活用しつつ、地方統計機構が優れた分析事例や推計技術等を情報共有できる仕組みについて検討する。</p>
<p><b>備考(留意点等)</b></p>	